TOPIC

AI活用をめぐる金融動向とその法的留意点

①　AIディスカッションペーパー／AI官民フォーラムから紐解く

金融機関のAI利活用の現状と課題

金融庁 総合政策局 国際室 国際企画調整官
（前・金融庁 総合政策局 リスク分析総括課 イノベーション推進室長）
牛田 遼介

はじめに

金融庁では、２０２４年10～11月にかけて金融分野におけるＡＩの活用実態等を目的としたアンケート調査を実施し、当該アンケート調査結果や国際的な動向を踏まえて、本年3月に「ＡＩディスカッションペーパー（第1・0版）」（以下、「本ＤＰ」という）を公表した。本ＤＰは、金融機関等に対して健全なＡＩの利活用を促す内容となっており、本年6月に立ち上げた「金融庁 ＡＩ官民フォーラム」を通じてさらなる好取組事例の共有や環境整備に向けた検討を行うこととしている。本稿では、本ＤＰや同フォーラム第1回会合で寄せられた事業者等からのフィードバックを中心に、金融分野におけるＡＩの利活用の現状と課題について整理を行った（なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解を示すものであって、金融庁の公的な見解を示すものではない）。

一　本ＤＰ策定の背景

本ＤＰでは、ＡＩを「多くの課題に対応していく必要がある一方で、インターネットやクラウドサービスと同様、中長期的には金融業務を支える中核的な技術の一つとなる可能性がある」技術として捉え、ＡＩが将来的に金融サービスの提供のあり方や金融機関等のビジネスモデルを抜本的に変革する可能性にも言及されている。これらの認識に基づき、リスクや規制面から金融機関がＡＩの利活用に躊躇することがないよう、規制の適用関係の明確化等を通じてセーフハーバーの提供に努めていくとされている。

いうまでもなく、ＡＩは目的ではなく手段であり、重要なのはＡＩを使うこと自体ではなく、ＡＩなど技術を用いた結果として金融サービスの高度化が果たされることである。また、金融規制の原則は「技術中立」であり、規制対象となるのはＡ

Ｉなどの技術そのものではなく、技術を用いて提供される金融サービスや当該サービスを提供する事業者である。その意味で、金融監督当局がＡＩの利活用の促進をこれだけ強く促すようなメッセージが込められたペーパーを公表するのはやや異例と捉えることもできる。生成ＡＩなど、これだけ技術革新が急速に進展するなかで将来を正確に見通すのは困難であり、近い将来には全く議論の状況が変わっていることも考えられるが、ＡＩがもたらす機会はリスクを上回るとの認識に立ち、幹部のリーダーシップのもとで、金融庁としても一定のリスクをとってこれらのメッセージを盛り込んだものである。

政府のＡＩ戦略会議・ＡＩ制度研究会が実施したＡＩに関する意識調査によると、日本ではＡＩのリスク面が強く意識されていることも背景に、個人・企業ともに、米国や中国、ドイツといった国と比較して生成ＡＩの利用率は低位にとどまっている。社会全体のＡＩ活用の遅れもあいまって、金融分野においても法令面の懸念やリソース不足等から活用を十分に進められていないとの声も聞くなかで、金融庁が率先して健全な活用促進に向けた環境整備を行っていく方向性が明確化されている。

二　ＡＩの主なユースケース

ここでは、本ＤＰおよび「金融庁ＡＩ官民フォーラム」第１回会合での議論から、金融機関等のＡＩの主な活用事例を紹介する。

１　従来型ＡＩ

生成ＡＩを除く従来型ＡＩについては、紙幅の関係上本稿での詳述は控えるが、金融機関等でリスク管理やマーケティング等のために相応の利用実績がすでにあることがアンケート調査から明らかとなった。本ＤＰでは従来型ＡＩを①業務効率化、②対顧客サービスへの活用、③リスク管理の高度化などの類型に整理して、各々のユースケースを記載している。①についてはＯＣＲや社内向けチャットボット、②は、コールセンター等における需要予測（人員配置の最適化）、アプリ等を通じた顧客へのパーソナライズド・メッセージの送信、営業職員向けの補助ツールとしての活用、③は、ＡＭＬ／ＣＦＴ（マネロン・テロ資金供与対策）や与信審査などの場面で活用されている。

２　生成ＡＩ

生成ＡＩについては、多くの金融機関等においてまだ導入の初期的段階ではあるものの、本ＤＰおよびフォーラム第１回事務局資料の整理を踏まえて、①社内利用（業務効率化／抜本的変革）、②対顧客サービスへの間接的利用、③対顧客サービスへの直接利用、の３分類に沿って概説したい。

(1)　社内利用

まず、社内利用については、文書の要約・翻訳・添削といった汎用的な用途での活用が中心となっている。従来型のＡＩは、金融機関の特定の用途に応じてモデルが開発・運用されることが多く、モデルの開発には自社データや一定の専門知識・人材が必要となるが、汎用的な生成ＡＩサービスであれば、自社で学習やカスタマイズを行わなくてもマネージドサービスとして利用することが可能である。これらも背景として、文章の要約といった汎用的なユースケースの導入率は、アンケート回答先金融機関等のうち７割を超えるものもあり、従来型ＡＩのすべてのユースケースの導入率を上回るものであった。また、システム開発やテストに生成ＡＩを活用している先も回答先の４割近くに達しており、金融機関の様々な業務領域での生成ＡＩの活用可能性の大きさを示唆する結果となっている。

次に、生成ＡＩ導入以降の活用状況を聞いたところ、約７割の先が導入後継続的に利用されているか、導入直後よりも現在のほうが活発に利用されているとの回答で、多くの金融機関行職員にとって、生成ＡＩが日々

の業務に役に立つツールとして活用され始めていることを示唆している。

一方で、多くの金融機関が、汎用的な生成ＡＩの導入にとどまらず、各金融機関の固有の業務プロセスへの生成ＡＩの組込みや、特定の目的のためにカスタマイズした生成ＡＩの活用をすでに開始しているか、開始に向けた検討を行っていることが明らかとなった。利用するＬＬＭやカスタマイズの方法は区々であるが、ＬＬＭはＣｈａｔＧＰＴなどプロプラエタリー（占有）モデルをＡＰＩ等で利用するケースもあれば、Ｌｌａｍａなどのオープンソース・モデルをオンプレミスで試行的に利用するケースも確認された。

また、カスタマイズの方法としては、ＲＡＧにより社内データ（規約等）を参照させる方法が主流であるようだが、ファインチューニング（再学習）や、コンテキスト内学習（In-context Learning）とよばれる、プロンプト内に例示や要点を含めることで再学習や外部データベースとの連携を不要とする形での活用も模索されている。さらに、金融機関向けにＣＲＭ等のソフトウェアを提供している外部事業者も自社のプラットフォームに生成ＡＩを組み込む動きを見せており、様々な形で生成ＡＩが金融機関の業務運営に取り入れられつつある。

⑵　対顧客サービスへの利用

対顧客サービスへの間接的利用については、前記⑴でも言及したＲＡＧ等のカスタマイズを要する場合が多く、例えばコールセンター業務において、社内規程等のデータも参照したうえで回答案を生成できるようにＡＩシステムを構築する事例などが確認された。③の直接利用（生成ＡＩの出力結果を、人のチェックを介さずに顧客に提供する形で利用するもの）と異なり、例えばコールセンター業務においてはオペレーターやその上席が生成ＡＩの出力を適宜取捨選択して顧客への回答に活用するなど、人間の関与を前提としたオペレーションとなっている（Human in the loop）。これは、説明可能性の欠如やバイアス、ハルシネーションといった生成ＡＩが抱える課題に起因するリスクへ対処する一つのアプローチである。ＲＡＧ等でこれらの課題を克服する努力が続けられており、将来の技術革新によりこれらのリスクが低減される可能性はあるものの、現状、高い水準での法令遵守やサービス提供が求められる金融分野において③のユースケースはごくわずかとなっている。

三　ＡＩの活用促進に向けた課題

本ＤＰにおける初期的な論点整理を踏まえて、ＡＩ官民フォーラムの初回会合では、事務局より次のとおり論点整理の叩き台が提示された（**図表１参照**）。

ここでは、社内利用と対顧客サービスでユースケースを提示したうえで、「データ」「モデル」「態勢構築」「国際的論点」の４つの切り口で整理が行われている。

１　データ

データについていえば、社内データ等を利用する際におけるデータ整備や効果的なカスタマイズ手法といったビジネス上の論点に加えて、顧客データをＲＡＧや再学習等に用いる際の個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の適用関係といった規制上の論点が示されており、実際に本会合では多くの業界団体等からデータ関連の課題が多く挙げられた。

２　モデル関連

モデル関連では、前述のとおり、説明可能性や公平性・ハルシネーションといった課題への対応が重要であり、リスクベースでの対応をどう行っていくかが、今後のフォーラムでも議論される見込みである。同じようなＡＩモデルであっても、それが与信審査時に使われるのか、保険引受審査時か、または金融商品等の販売時に活用されるのか、といった業態やユースケースの違いによって適用される規

【図表１】金融分野におけるＡＩ利活用に関する論点のマッピング（叩き台）

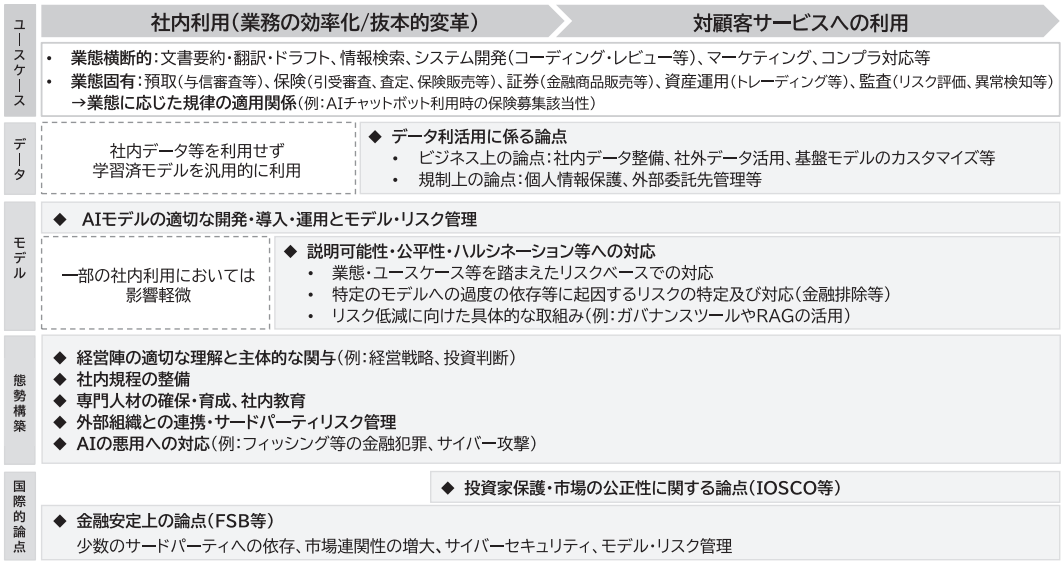

※　本マッピングは叩き台であり、本フォーラムにおける議論を踏まえて更新予定。また、上記は主にLLM／生成AIを念頭に置いたものだが、従来型AIも本フォーラムにおける議論の対象とする予定。

（出所）金融庁「AI 官民フォーラム（第１回）　事務局説明資料」（2025 年６月 18 日）

律も当然異なり得るなかで、本ＤＰでの整理を出発点として、さらなる論点の深掘りを行っていくことが考えられる。

３　態勢構築

経営陣の適切な理解のもとでの主体的な関与（例：投資対効果が必ずしも明確でないなかでの投資判断）や人材育成、社内規程、サードパーティリスク管理といった論点も実務・法令上の課題として多く金融機関等から挙げられたため、好取組事例の共有や、法令上明確化すべき論点の特定等に今後取り組んでいくことが考えられる。

また、ディープフェイクを用いてｅＫＹＣを危殆化するような試みはすでに世界各国で行われており、また詐欺やサイバー攻撃にも生成ＡＩは悪用されるリスクがあり、ＡＩを悪用した脅威に官民で立ち向かっていくこともきわめて重要である。

４　国際的論点

ＡＩの利活用は世界各国で進展しており、欧米等の一部の大手金融機関はＡＩ関連で巨額投資を行っているなかで、ＦＳＢやＩＯＳＣＯなどの当局関連の国際組織においては、ＡＩの活用を前提としつつも、ＡＩがもたらし得る金融安定や投資家保護上のリスクにどう対応していくべきかが盛んに議論されるようになっている。各国でＡＩ規制が異なるものとなることも予見されるなかで、グローバルで展開する金融機関からは規制のハーモナイゼーションに対するニーズも強く、金融庁としても国際的議論を踏まえて政策対応を行っていく必要があると考えられる。

四　ＡＩ官民フォーラム等を通じた取組みの継続

金融庁では、年末までにＡＩ官民フォーラムを継続的に開催し、得られた知見を踏まえて本ＤＰを更新することを見据えている。金融機関やＡＩモデル開発者、ソリューション提供者、アカデミア、関係省庁等の様々なステークホルダーに討議者と

【図表２】ＡＩフォーラムの概要

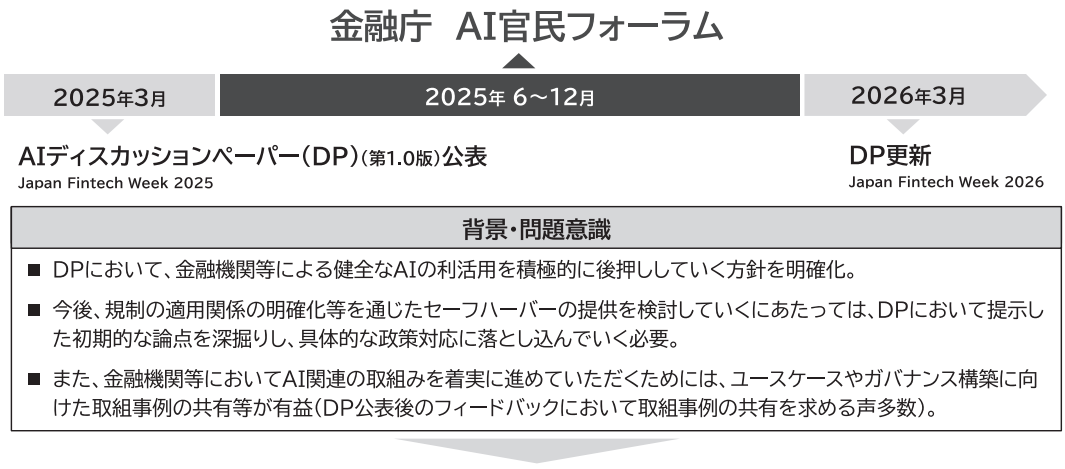

（出所）金融庁「AI 官民フォーラム（第１回）　事務局説明資料」（2025 年 6 月 18 日）

して参加していただき、具体的なユースケースや実践的なリスク低減手段、ガバナンス構築に向けた取組み等を共有していただきつつ、前頁図表１で提起した論点も含めて、課題の深掘りと潜在的な政策対応を検討していくことを想定している（図表２参照）。

むすびに

議論の透明性を確保しつつ本ＤＰの更新等の政策対応を行っていくため、本フォーラムの議論は基本的には公開で実施される。第１回もYouTubeにおいて配信され、アーカイブや会議資料もすべて公表されている。本フォーラムの議論のスコープとしては、本稿でも重点的にとりあげた生成ＡＩに主眼を置くものの、従来型ＡＩも含めて、実務およびガバナンス上の主要な課題を議論し、取組事例の共有や法令上の課題の明確化等を目指すこととしている。第１回では前述のとおり、データ関連の課題が多く挙げられたところだが、これらのフィードバックも踏まえて、第２回以降のアジェンダを設定していくこととなる。技術やビジネス動向の変化が著しい本領域においては、官民の連携による政策形成がきわめて重要であると考えており、多くの皆様に本フォーラムへの積極的な参加をお願いしたい。

うしだ・りょうすけ●2010年に金融庁入庁。19年から21年にかけてジョージタウン大学において分散型金融システムのガバナンスに関する研究に従事した後、25年6月までＡＩやブロックチェーン等に関するイノベーション推進施策を担当。同年7月より国際部門においてG20やG7、FSB、IMF、FATF等における金融規制の国際交渉を担当。東京大学工学部卒業、ロンドンビジネススクール金融学修士。